

特別養護老人ホーム瀬戸の里

運 営 規 程

介護保険事業所番号	2	1	7	1	5	0	0	0	5	7
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

サービスの種類	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
---------	--------------------------

サービスの種類	短期入所生活介護	介護予防 短期入所生活介護
更新年月日	26年4月1日	30年4月1日
指定の有効期間	26年4月1日 32年3月31日	30年4月1日 36年3月31日
県発番	岐阜県指令 東振恵第137号の36	岐阜県指令 恵県第83号の33
根拠法	第70条の2第1項	第115条の11
	第41条第1項の指定更新	第53条第1項の指定更新

社会福祉法人五常会

運営規程は次葉から

特別養護老人ホーム瀬戸の里短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五常会（以下「本会」という。）が開設する 指定介護老人福祉施設瀬戸の里（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、居宅にてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張、介護負担を考慮し、短期生活入所にて入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム瀬戸の里
- 二 所在地 岐阜県中津川市瀬戸1387番地の8

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（本会他の事業所と兼務）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名（常勤職員 介護福祉士等）
生活相談員は、事業所に対する短期入所生活介護の申し込みに係る調整、利用者、家族の相談に応じ不安のないよう生活をしていただく。
- 三 看護師 6名（常勤職員3名 非常勤3名 看護師資格）
看護師は利用者の看護提供にあたる。
- 四 介護職員 32名（常勤職員30名 非常勤職員2名 介護福祉士等）
介護職員は利用者の介護等の提供にあたる。
- 五 機能訓練指導員 2名（非常勤PT又は常勤・非常勤職員の看護師兼務）
機能訓練指導員は利用者の機能訓練の提供にあたる。
- 六 事務職員 2名（他の事業所と兼務）
事務職員は施設の運営管理に必要な事務をおこなう
- 七 栄養士 2名（他の事業所と兼務）
栄養士は利用者の栄養管理・栄養指導を行う。

八 調理員 5名 (他の事業所と兼務)

調理員は利用者の食事の調理を行う。

九 介護支援専門員 1名 (他の事業所と兼務)

介護支援専門員は利用者個々の心身の特性に応じたサービス計画の作成及び実施や他の保健医療サービス機関等との連絡調整にあたり円滑な支援が達成できるようにする。

看護師、介護職員、機能訓練指導員は短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたる。

(短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の定員)

第5条 短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の定員は1日あたり6名とする。

2. 空床利用の短期入所生活介護・指定介護予防短期入所の定員は1日あたり8名とする。

(短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 短期入所生活介護の内容は、利用者が在宅と同様に安定した生活を継続できるように生活、介護の支援健康管理の維持に勤める。介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告知上の額とし、サービス利用の自己負担額は介護保険負担割合証に記載の「利用者負担割合」の額とする。

2 次の項の短期入所生活介護に要した費用は、利用者から支払を受けることができる。

- 一 利用者に対して行う送迎に要する費用(厚生大臣が別に定める場合を除く)
- 一 食事の提供に要する費用
- 一 居住に要する費用
- 一 理美容代
- 一 前各号の他日常生活において通常必要となるものであって入居に負担させることが適当と認められる便宜の提供

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、同意を得なければならない。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第7条 事業者は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(短期入所生活介護計画の作成)

第8条 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成に当っては、能力や環境等の評価を通じ、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題に基づき、入所生活介護計画の原案を作成する。

2 短期入所生活介護計画の立案については、利用者に説明し同意を得る。

- 3 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の職員との連携を行い、計画の実施状況を把握する

(サービスの取り扱い方針)

第9条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、日常生活動作及び認知症等の利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

- 2 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、日常生活を営む上で必要な援助をおこなう。
- 3 指定短期入所の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(介護サービスの内容)

第10条 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもっておこなう。

- 2 事業者は原則として、1週間に2回以上、適切な方法により入浴させ又は清拭等を行わなければならない。
- 3 食事については、利用者の身体状況、嗜好等を考慮し、可能な限り離床し食堂で行うようにする。
- 4 排泄については、心身の状況に応じ適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。おむつを使用せざるを得ない利用者については、適切な交換をおこなう

(緊急時等における対応方法)

第11条 利用者の病状等に急変、その他緊急事態に備え、常に家族は連絡を取れるよう連絡先を事前に生活相談員等に通知する。

- 2 緊急時が生じたときは、速やかな措置を講ずるとともに、家族に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、中津川市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 短期入所利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- 六 宗教及び政治活動を行うこと。

(非常災害対策)

第14条 管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

- 2 入居者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

(施設サービスの評価)

第15条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第16条 管理者は、施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者に報告するものとする。

- 2 管理者は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 3 管理者は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行っていない。

(身体拘束の制限)

第17条 職員は、サービス提供にあたり、利用者個々の心身の状況を勘案し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為はおこなってはならない。但し、切迫性・非代替性及び一時性の三要件を満たし、やむを得ない場合はこの限りでない。

- 2 三要件を満たす場合においても、関係者が広く参加したカンファレンスで判断し利用者・家族に対しても身体拘束の内容、目的、期間等の説明を行う。又その様態及び時間、その他利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 職員は、業務上知り得た入居者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

- 2 管理者が居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(衛生管理)

第19条 管理者は、入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 衛生知識の普及
- 二 年1回以上の大掃除
- 三 適時の整理整頓
- 四 適宜の消毒
- 五 その他入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止に必要な事項

(サービスの提供記録の記載)

第20条 入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容を記録する、

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則 この規程は、平成12年4月1日より施行する。
この規程は、平成18年4月1日より施行する。
この規程は、平成26年1月1日より施行する。
この規程は、平成30年2月1日より施行する。